

平成19年7月6日
全国銀行協会

お客さまからの年金記録問題に関するご照会への協力について

年金記録問題については、政府を挙げた取組みがなされておりますが、私ども銀行界としても、お客さまからの年金記録問題に関するご照会につきまして、下記のとおり協力を行うことといたします。

記

各銀行は、お客さまが社会保険庁等とご相談され、必要な資料として、お客さまから、過去の年金保険料支払いに関する預金口座からの出金記録のご照会があった場合には、お客さまの立場に立った、丁寧な対応を行うこととします。

また、各銀行は、出金記録の作成および提供に際し、各々対応可能な範囲に制約があることから、お客さまに対して、特に以下の項目に関しては、お客さまのご理解が得られるよう、十分な説明を行うものとします。なお、本件に係る手数料については、各銀行の判断に委ねます。

1. 出金記録の保存期間について

過去の出金記録に関しては、各銀行が、それぞれ一定の保存期間を定めており、出金の時期が保存期間を超える場合については、ご照会に応じることができないこと。

2. 出金記録の作成・提供にかかる時間について

出金記録の保存状況等に応じて、例えば、過去のデータについては、マイクロフィルム等で倉庫に格納されている場合があり、データを取り寄せることも含めて、出金記録作成までに一定の事務手続きの時間がかかり、必要な出金記録を速やかに提供できないケースがあること。

以 上